多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所 で発電する電気の売却先に関する 事業者公募要項

令和7年10月 東京都交通局

目次

1	趣旨	1
2	本公募に係る公表資料の構成	1
3	選定方式	1
4	参加者の資格	1
5	失格要件	2
6	日程	3
7	東京産水力発電由来の電気の売却に関する事項	3
	7.1 対象発電所	3
	7.2 料金構成	4
	7.3 売却期間	4
	7.4 仕様書	4
	7.5 約款	4
8	対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項	4
	8.1 対象都有施設	4
	8.2 電気料金の構成	4
	8.3 供給期間	4
	8.4 供給条件	4
	8.4.1 東京産水力発電由来の電気の環境価値の取扱い	5
	8.4.2 対象都有施設の消費電力量	5
	8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応	5
	8.4.4 電気料金	5
9	その他の条件	6
	9.1 記録の提出	6
	9.2 環境価値の活用提案内容の実現	6
1	0 参加申込	7
	1 0. 1 期間	7
	1 0. 2 提出方法	7
	1 0.3 提出先	7
	1 0 . 4 提出書類	7
	10.5 参加資格確認結果の通知	7
1	1 質問の受付・回答方法	7
	1 1 . 1 質問の方法	7
	1 1 . 2 受付期間	8

	1	1.3	提出先	8
1	2	提案	書類の提出	8
	1	2.1	提案書類の提出期限	8
	1	2.2	提出方法	8
	1	2.3	提出先	8
	1	2.4	提出書類	8
	1	2.5	その他	9
1	3	買受	人候補の選定1	0
	1	3.1	選定手続 1	0
	1	3.2	審査方法 1	0
	1	3.3	ヒアリング 1	0
	1	3.4	審査結果の通知1	0
1	4	その	他の留意事項1	1
別	添			2
様	式	1		3
様	式	2		4
様	式	3-1		5
様	式	3-2		6
様	式	3-3		0
様	式	4		1
様	式	5	2	2
长	-()-	G	9	9

1 趣旨

この公募要項は、多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気(以下、当該電気に付随する環境価値(非 FIT 非化石)と合わせて「東京産水力発電由来の電気」という。)の令和 8 年度以降の売却先を選定するために実施する公募(以下「本公募」という。)に際し、売却先に選定された事業者(以下「買受人」という。)が、東京産水力発電由来の電気の一部を東京都交通局(以下「当局」という。)によって指定された都有施設(以下「対象都有施設」という。)に供給することを条件に加え、必要な事項を定めたものである。

本公募は、買受人を通じて、東京産水力発電由来の電気が都内において十分に活用されるとともに、当局における再生可能エネルギーの率先活用を実現し、その取組状況を事業者や都民等へ周知することで都内における再生可能エネルギーの普及及び拡大に貢献することを趣旨とする。

2 本公募に係る公表資料の構成

本公募に係る公表資料は、以下のとおり(以下(1)から(7)までを総称して「公募要項等」という。)

- (1) 公募要項
- (2) 別添「審査基準」
- (3) 資料1「対象都有施設の一覧」
- (4) 資料2「対象都有施設別の需要電力量実績」
- (5) 資料3「供給価格算定用需要電力量データ」
- (6) 多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却仕様書(以下「売却 仕様書」という。)
- (7) 電気売却契約書約款

3 選定方式

公募型プロポーザル方式を採用する。

4 参加者の資格

本公募に参加できる者(以下「参加者」という。)は、以下の(1)から(7)までの事項の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付

17 交資第1711号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、当局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。
- (4) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成 22 年 11 月 8 日付 22 交資第 1377 号)第3条第1項に規定する排除期間中でない者であること。
- (5) 本公募に参加しようとする者の間に、以下のアからエまでのいずれかに該当する者(東京都物品買入等競争入札参加登録事項にいう「関係する会社等」に該当する者)がいないこと。
 - ア 親会社等と子会社等との関係にある場合
 - イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ウ 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - エ 一方の会社等の役員が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (7) 令和4年度から令和6年度までの各年度における供給電力量実績が 155,000MWh 以上であること。
- (8) 2名以上の者が共同して参加すること(以下「グループ参加」という。)も可能である。その場合には、本公募に関する代表者を定めておくこと。

また、グループ参加の参加者の全てが(1)から(6)までの事項を満たすこと。

(7) については、グループ参加の参加者の合計で満たされていればよい。

なお、グループ参加の参加者は、グループ参加以外の方法により本公募に参加することはできない。

5 失格要件

以下の(1)から(10)までのいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

- (1) 4に規定する参加者の資格要件を満たさない場合
- (2) 参加者が6(6)に示す期間に当局へ書類を提出する日時点で、当局における 令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、営業種目201「ライフライン」に登録されている者であることが確認できない場合
- (3) 提出書類の提出方法、提出日等がこの公募要項に適合していない場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 参加者が1kWh 当たりの東京産水力発電由来の電気に対して当局に支払う消費 税等相当額を含まない料金として、買取単価及び供給価格提案書(様式3-1)に記

載した価格(以下「買取単価」という。)が、当局設定の価格(非公表)未満となる 場合

- (6) 参加者が対象都有施設に電気を小売供給する際の1kWh 当たりの電気そのもの及びそれに付随する環境価値の対価として買取単価及び供給価格提案書(様式3-1)に記載した価格(以下「供給価格」という。)が、当局設定の価格(非公表)を超える場合
- (7) 環境価値の活用について、都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法 に係る提案書(様式4)及びヒアリングにおいて具体的な提案がなかった場合
- (8) 経営の安定性について、一定の水準を満たさない場合
- (9) 6に示すヒアリングに参加しなかった場合
- (10) その他不正な行為があった場合

6 日程

項番	内容	日程
(1)	公募要項等の公表	令和7年10月16日(木曜日)
(2)	参加申込書類の提出	令和7年10月16日(木曜日)から 同月29日(水曜日)午後3時まで
(3)	参加申込の確認通知	令和7年11月4日(火曜日)まで
(4)	質問票の提出	(3) の通知があった日から
		令和7年11月11日(火曜日)午後2時まで
(5)	質問の回答	令和7年11月20日(木曜日)
(6)	提案書類の提出	令和7年12月1日(月曜日)午前9時から
		同月5日(金曜日)午後2時まで
(7)	ヒアリング	令和7年12月中下旬(予定)
(8)	買受人の決定	令和8年1月下旬(予定)

7 東京産水力発電由来の電気の売却に関する事項

7.1 対象発電所

対象発電所は、多摩川第一発電所、白丸発電所及び多摩川第三発電所とする。

7.2 料金構成

東京産水力発電由来の電気の売却に対する対価の料金構成は、全従量制とする。

7.3 売却期間

令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日午後12時まで

7.4 仕様書

売却仕様書を適用し、買受人に売却する。

7.5 約款

当局と買受人とは、電気売却契約書約款を適用して契約する。

8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項

8.1 対象都有施設

対象都有施設は、資料1に示す自動車営業所(20 か所)及び都電荒川線関連施設(都電 荒川線荒川電車営業所・保守庁舎、庚申塚変電所及び西尾久変電所)とする。買受人は、対 象都有施設に対して当局から買い受けた東京産水力発電由来の電気を供給する。

8.2 電気料金の構成

買受人が対象都有施設に東京産水力発電由来の電気を供給したことに対して当局が買受人に支払う対価(以下「電気料金」という。)の料金体系は、買受人が様式3-2及び様式3-3で提案した基本料金及び従量料金により構成されるものとする。

このうち、都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、令和5年度末頃まで、電気鉄道として負荷が移動するために、2以上の需給地点において、常時電気の供給を1需給契約とする扱い(以下「総合契約」という。)を受けていた。本公募においては、総合契約扱いとするかどうかは参加者からの提案によるものとする。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は別途加算してよい。ただし、燃料費及び市場 価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

8.3 供給期間

令和8年4月1日午前0時から令和10年3月31日午後12時まで

8.4 供給条件

対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給は、買受人の小売供給に関する

契約約款(以下「小売供給約款」という。)の規定に基づくことを原則とするが、当該規定 に定められていない条件がある場合及び当該規定とこの公募要項に記載されている条件と の間に相違がある場合には、この公募要項に記載されている条件を優先して適用する。

8.4.1 東京産水力発電由来の電気の環境価値の取扱い

買受人が当局から買い受けた環境価値のうち、買受人が対象都有施設に供給した電力量に相当する環境価値は、当局に移転させなくてはならず、当該環境価値の対価は、当局が買受人に支払う電気料金に含まれるものとする。

なお、当該環境価値の当局への移転には30分同時同量(30分単位で需要量と供給量を一致させること)は求めない。

8.4.2 対象都有施設の消費電力量

対象都有施設ごとの消費電力量の実績値を資料2に示す。ただし、消費電力量は、対象都 有施設が供給期間中に実際に消費する電力量を保証するものではない。

8.4.3 供給期間中における対象都有施設の設備改修等への対応

対象都有施設において供給期間中に当局が行う設備改修等により設備容量に変更がある場合であって、当局が認めるときは、当局及び買受人は供給条件等の変更について協議を行うものとする。

8.4.4 電気料金

8.4.4.1 電気料金の算定

電気料金は、買受人の小売供給約款で定める契約の単位で、請求対象となる月の使用電力量を基に、買受人が様式3-2及び様式3-3に記載した対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金を適用して計算される金額、再生可能エネルギー発電促進賦課金に相当する金額及び消費税等相当額を合計して算定する。

なお、燃料費及び市場価格等の調整に係る金額を別途加算することは認めない。

8.4.4.2 電気料金の請求・支払

ア原則

買受人は、電気料金の請求対象となる月の請求書をその翌月の10日(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号。以下「休日条例」という。)第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日)までに当局に提出する。

当局は、当該請求書を受領した後、請求内容を確認し、異議がない場合には、請求書を受領した月の翌月の5日(休日条例第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日)までに、当該請求書に記載された電気料金を買受人に支払う(振込手数料が発生する場合に

は当局の負担とする。)。ただし、買受人の責めに帰すべき事由により、当局が、請求書を請求対象となる月の翌月の10日(休日条例第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日)までに受領できなかった場合には、当局は、請求書を受領してから25日以内に(請求書を受領してから25日に当たる日が休日条例第1条に定める東京都の休日に当たるときは、その翌日までに)、請求内容に疑義がないことを確認し、請求された電気料金を買受人に支払う。

なお、都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、請求書のほか、検針票及び30分デマンドデータを提出すること。提出方法や提出期限等については、当局と買受人とで協議を行う。

イ 例外的な手続

買受人の小売供給約款に規定されている手続とアに規定する手続との間に差異がある場合であり、当局が合理的に必要と認めるとき又は年末年始等の特殊な事情により例外的にアに定める期日を遵守できない場合は、買受人は、当局と別途協議して定めた手続に従って電気料金の請求手続を行うことができる。

9 その他の条件

9.1 記録の提出

当局は、東京都地方公営企業の設置等に関する条例(昭和41年東京都条例第147号) 第1条第1項第6号に基づき、都の施設及び都の区域内に電気の供給を行う小売電気事業者に電気を供給する。このことについて、当局が確認を行うため、買受人は、次のアからエまでの書類を供給期間中の各年度が開始した後速やかに当局に提出しなければならない。ただし、ウについては、当局からの指示があった際は、都度提出すること。

- ア 供給期間中の各年度の4月1日時点における都の区域内の主な供給先(対象都 有施設以外)及びその契約期間が記載された書類
- イ 買受人とその電気供給先との契約終了等により上記アの提出書類において都の 区域内への供給が確認できない期間が生じる場合には、当該期間が開始するまで に、この期間における都の区域内への供給を確認できる別の書類
- ウ 当局から買い受けた環境価値について、その利用状況が確認できる書類
- エ 上記ア及びイのほか、当局から提出の指示を受けた書類又は当該書類で当局が 確認したい事項を確認できる書類

9.2 環境価値の活用提案内容の実現

買受人は、供給期間中、様式4及び様式5に記載した提案内容を遅滞なく実施するよう努めなくてはならない。

なお、実施に当たっては当局と事前に打合せを行い、実施内容をよく整理すること。

10参加申込

10.1期間

令和7年10月16日(木曜日)から同月29日(水曜日)午後3時まで(必着)

10.2 提出方法

提出書類は電子メールにより10.3(1)の宛先に送信すること。

なお、持参により提出する場合は、必ず10.3(2)に記載の提出先に事前連絡の上、 土日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。 以下同じ。)を除く午前9時から午後3時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に 持参すること。10.1に規定している期間を過ぎた場合は、受理しない。

10.3 提出先

(1) 電子メールによる場合

メールアドレス: S2000015@section.metro.tokyo.jp メール送信に際して、件名を「参加申込(電気の売却)」とすること。

(2) 持参による場合

東京都 交通局 資産運用部 契約課 物品契約担当 東京都新宿区西新宿二丁目 8番1号 東京都庁第二本庁舎 26階 電話 03-5320-6063 (直通)

10.4 提出書類

参加申込書(様式1)

なお、グループ参加においては、グループ参加の参加者全員分を提出すること。

10.5 参加資格確認結果の通知

当局は、参加申込書を提出した者に対し、参加資格の有無を令和7年11月4日(火曜日)までに通知する。

11 質問の受付・回答方法

11.1 質問の方法

公募要項等に関して質問事項がある場合は、質問票(様式6)に記載の上、電子メールにより11.3の宛先に送信すること。これ以外の方法(電話、訪問等)による質問は受け付

けない。

なお、質問事項1件ごとに作成すること(1通の質問票に複数の質問事項を記載しないこと。)。

1 1.2 受付期間

10.5の通知があった日から、同月11日(火曜日)午後2時まで(必着)

1 1.3 提出先

メールアドレス: S2000015@section.metro.tokyo.jp

- (1) メール送信に際して、件名を「公募質問(電気の売却)」とすること。
- (2) 質問への回答は、令和7年11月20日(木曜日)午後5時までに、当局のホームページに掲示し、個別には回答しない。

また、参加申込の結果、参加資格が有る旨の通知を受けた参加者からの質問のみに回答する。

12 提案書類の提出

12.1 提案書類の提出期限

令和7年12月1日(月曜日)午前9時から同月5日(金曜日)午後2時まで

12.2 提出方法

提出書類は必ず12.3に記載の提出先に事前連絡の上、土日及び祝日を除く午前9時から午後2時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に持参すること。期間を過ぎた場合は受理しない。

12.3 提出先

10.3(2)のとおり

12.4 提出書類

- (1) 提案書(様式2)
- (2) 買取単価及び供給価格提案書等(様式3-1、様式3-2及び様式3-3)

買取単価については、様式3-1で提案することとし、発電側課金及び容量市場における kW 価値は含めないものとする。

供給価格については、対象都有施設に対して東京産水力発電由来の電気を供給する際に、対象都有施設ごとに適用される基本料金及び従量料金を様式3-2 及び様式3-3で提案することとし、予備電源契約及び予備線契約に係る料金は 含めないものとする。

また、資料3に記載された基準契約電力及び基準需要電力量に、当該基本料金及び当該従量料金を適用して算定した全ての対象都有施設等の年間電気料金の合計金額及び当該合計金額を資料3に記載された全ての対象都有施設の基準需要電力量の年間合計値で除して算定した1kWh 当たりの単価について、様式3-1により提出すること。

なお、様式3-1、様式3-2及び様式3-3ともに、力率割引適用後の金額を記入すること。

(3) 環境価値の活用提案書

ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法(様式4)

東京産水力発電由来の電気の環境価値の活用について、以下の(ア)及び(イ) を踏まえて具体的に提案すること。

また、類似の実績があれば、その概要が分かるように記載すること。ただし、参加者名が特定できるような企業名等を記載しないこと。

- (ア) 当局から調達した電気及び環境価値のうち、対象都有施設に必要な環境価値を 移転した後に手元に残存する電気及び環境価値を、都内の需要家に販売する方 法
- (イ) 電気及び環境価値が東京産水力発電由来であることを明示する方法
- イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組(様式5)

東京産水力発電由来の電気そのものの認知を広め、又はその活用状況を周知するための取組について、具体的に提案すること。

なお、仕様書3.6に記載のホームページやSNS等の電子媒体を活用した認知 拡大以外の取組について、提案すること。

(4) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び計算書類の附属明細書(直 近3会計年度分)

12.5 その他

(1) 提出部数

提出書類は、正本1部、副本1部とする。

副本については、参加者が特定できるような企業名、企業ロゴ等を記載しない又は黒塗り等の処理を行うこと。

また、1部ごとにA4ファイルにつづって提出すること。

(2) 電子媒体

12.4(2)、(3) 及び(4) については、電子媒体(CD-R) でも提出すること。

また、正本及び副本ごとに作成し、提出すること。

- (3) グループ参加の場合、12.4(1)、(3)及び(4)については、グループ参加の参加者全員分を提出すること。
- (4) 使用する言語は日本語、使用する数字はアラビア数字、使用する通貨は日本円とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の内容は当局への提出後に変更することができない。
- (7) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、審査結果の公表及びその他当局 が必要と認める場合は、当局は無償で使用・公表できるものとする。
- (8) 提案書類は審査に当たり、複製する場合がある。
- (9) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される、第三者の 権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとす る。

13 買受人候補の選定

13.1 選定手続

当局は、別に設置する「多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却先 選定に関するプロポーザル選定委員会」において審査を行い、買受人候補者を選定する。

13.2 審査方法

提出書類とヒアリングとにより、審査基準に基づき審査を行い、最高点となった者を買受 人候補者として選定する。

なお、審査の結果、買受人候補者なしとすることもある。

13.3 ヒアリング

ヒアリングの日時及び場所は、当局が参加者に事前に通知する。ただし、参加者が多数となった場合には、提案書類による一次選考を行うこととし、一次選考を通過した参加者のみに対してヒアリングを実施する。

ヒアリングでは、参加者は提案書に基づく説明(10分程度)を行うこととし、提案書の 内容を補足する資料として参考資料を持参してもよい。

また、ヒアリングの参加人数は、5名以内とすること。

13.4 審査結果の通知

提案書類を提出した参加者に対し審査結果を通知する。

14 その他の留意事項

- (1) 審査結果の通知後、当局は買受人候補者と契約に向けた手続を行う。
- (2) 本公募の結果は、当局のホームページ等で公表する。 なお、公表に当たっては、選定された事業者以外の事業者名は伏せた上で、参加 者の評価点(総合)を公表する。
- (3) 提出書類は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)の規定により 開示することがある。
- (4) 入札保証金は免除する。
- (5) 本公募参加に係る諸費用は全て参加者の負担とする。

審査基準

1 審査項目、審査内容及び配点

審査項目	審査内容	配点
	○従量単価(全従量)の高さ	
	 提案買取単価 — 当局が定めた最低単価 [非公表]	
	Y:点数 ↑	
m	満点	۵۵ ۲
買取単価 	=71/IT -	60 点
	評価点 X:金額[円]	
	当局が定めた 提案 提案買取単価のうち	
	最低単価(非公表) 買取単価 最高値	
	※買取単価が最も高い者を満点とする。 ※当局が定めた単価(非公表)未満となる場合は失格とする。	
	○単価の安さ	
	当局が定めた最高単価 [非公表] - 提案供給単価 ×10	
	当局が定めた最高単価[非公表] -提案供給単価のうち最安値	
	↑ Y: 点数	
供給価格	/ 満点	10 点
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	10 /5%
	X:金額[円]	
	0点 1点が定めた	
	最高単価(非公表) 供給単価 最安値 ※供給単価が最も安い者を満点とする。	
	※当局が定めた単価(非公表)を超える場合は失格とする。	
	ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法	
	○踏まえるべき事項(ア)及び(イ)について具体的に提案されているか。	
	○提案された内容の実現性及び方法に問題は無いか。	
環境価値	イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組	15 点
の活用	○取組が具体的に提案されており、実現性に問題はないか。	10 //((
	○提案された取組による効果は見込まれるか。	
	※アについて具体的な提案がない場合は、失格とする。 ※仕様書3.6に記載のホームページやSNS等の電子媒体を活用した認知拡大の取	
	組は、評価の対象外とする。	
経営の	○本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。	5 点
安定性	※一定の水準を満たさない場合は、失格とする。	
	合 計	90 点

多摩川第一発電所外 2 か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募への 参加申込書

東京都交通局長殿

住所

氏名

(連絡先担当者)

所属部署

氏名

電話番号

E-mail

- 1 本公募に参加を申し込みます。
- 2 公募要項4の参加者の資格の事項について相違ないことを誓約します。
- 3 公募要項4 (6) の小売電気事業者の登録における登録番号は以下のとおり

登録番号	
------	--

- 1 住所・氏名は、令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、代表者以外は連絡先担当者の記入は不要。ただし、代表者となる事業者名を右上余白に明記すること。

令和7年 月 日

提案書

東京都交通局長殿

住所

氏名

(連絡先担当者) 所属部署

氏名

電話番号

E-mail

公募要項12.4の提出書類を添えて提出します。

- 1 住所・氏名は、令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、代表者以外は連絡先担当者の記入は不要。ただし、代表者となる事業者名を右上余白に明記すること。

住所:

氏名:

買取単価及び供給価格提案書

買取単価	1 kWh 当たりの東京産水力発電由来の電気の対価として当局に支払う価格 (環境価値の対価を含む。) ○○. ○○円/kWh (消費税等相当額を除く。)
	※小数第2位まで記入する。
供給価格	資料3に記載された基準契約電力及び基準需要電力量を基に、様式3-2及び様式3-3に記載した基本料金及び従量料金を適用して算定した、全ての対象都有施設の1年間の電気料金の合計金額(A)
	○,○○○,○○○円(消費税等相当額を除く。)
	※再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めない。
	(A) を、資料3に記載された全ての対象都有施設の基準需要電力量の年間合計値(11,597,068kWh)で除して得られる単価(B)
	○○. ○○円/kWh (消費税等相当額を除く。)
	※小数第3位を四捨五入する。

- 1 住所・氏名は、令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

様式3-2 対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金(自動車営業所の基本料金及び従量料金) 黄色でハイライトされているすべてのセルに提案する価格を記入してください。なお、価格は小数第2位まで記載してください(ただし、小数点以下が「0」の場合は整数で記載ください)。

		_	基本料金(税抜き)											î	芷量料金(税抜	き) 円/kW	Vh										
営業所番号	営業署名	月	円/kW	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-1	品川自動車営業所	4 <i>F</i>																									
1-1	品川自動車営業所	5.F																									
1-1	品川自動車営業所	6 <i>F</i>																									
1-1	品川自動車営業所	7.F.																									
1-1	品川自動車営業所	8.F																									
1-1	品川自動車営業所	9,F																									
1-1	品川自動車営業所	10 <i>F</i>																									
1-1	品川自動車営業所	11,5																									
1-1	品川自動車営業所	12 <i>F</i>																									
1-1	品川自動車営業所	1 <i>F</i>																									
1-1	品川自動車営業所	2.F																									
1-1	品川自動車営業所	3.F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	4 <i>F</i>																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	5 <i>F</i>																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	6 <i>F</i>																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	7,5																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	8,F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	9,F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	10 F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	11 F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	12 <i>F</i>																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	1,F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	2,F																									
1-2	品川自動車営業所港南支所	3,F																									
1-3	渋谷自動車営業所	4.F																									
1-3	渋谷自動車営業所	5,F																									
1-3	渋谷自動車営業所	6月																									\vdash
1-3	渋谷自動車営業所	7,F																									
1-3	渋谷自動車営業所	8,F																									
1-3	渋谷自動車営業所	9月																									
1-3	渋谷自動車営業所	10月																									
1-3	渋谷自動車営業所	11月																									
1-3	渋谷自動車営業所	12 F																									
1-3	渋谷自動車営業所	1F.																									
1-3	渋谷自動車営業所	2月																									
1-3	渋谷自動車営業所	3,5																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	4.F																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	5月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	6,F																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	7月																									\vdash
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	8,F																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	9月																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	10 F																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	11,5																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	12,5																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	12): 1,F.																									
1-4	次谷自動車営業所新宿支所 渋谷自動車営業所新宿支所	2,F																									
1-4	渋谷自動車営業所新宿支所	3,F																									
1-5	小滝橋自動車営業所	4,F																									
1-5	小滝橋自動車営業所	5,F																									
1-5	小滝橋自動車営業所	6.F																									
1-5	小滝橋自動車営業所	7,F																									
1-5	小滝橋自動車営業所	8,F																									
1-5	小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所	8.F.																									
1-5	小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所	10 F																									
1-5	小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所	10 <i>F</i>																									
1-5	小海橋自動車営業所 小海橋自動車営業所	11 F																									
1-5		12 <i>F</i>																									
	小滝橋自動車営業所																										
1-5 1-5	小滝橋自動車営業所	2 F																									
	小滝橋自動車営業所	3.F																									

			基本料金(税抜き)											ő	芷量料金(税 抜	支き) 円/kW	/h										
営業所番号	営業署名	月	円/kW	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	4月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	5月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	6月																									i J
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	7月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	8月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	9月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	10月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	11月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	12月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	1月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	2月																									
1-6	小滝橋自動車営業所杉並支所	3月																									
1-7	早稲田自動車営業所	4月																									
1-7	早稲田自動車営業所	5月																									ļ
1-7	早稲田自動車営業所	6月																									
1-7	早稲田自動車営業所	7月																									
1-7	早稲田自動車営業所	8月																									
1-7	早稲田自動車営業所	9月																									
1-7	早稲田自動車営業所	10月																									
1-7	早稲田自動車営業所 早稲田自動車営業所	11月																									
1-7	早稲田自動車営業所 早稲田自動車営業所	12月																							$\overline{}$		
1-7	早稲田自動車営業所	2月																									
1-7	早稲田自動車営業所	3月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	4月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	5月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	6月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	7月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	8月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	9月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	10月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	11月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	12月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	1月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	2月																									
1-8	早稲田自動車営業所青梅支所	3月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	4月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	5月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	6月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	7月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	8月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	9月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	10月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	11月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	12月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	1月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	2月																									
1-9	巣鴨自動車営業所	3月																									
1-10	北自動車営業所	4月																									
1-10	北自動車営業所	5月																									
1-10	北自動車営業所	6月																									
1-10	北自動車営業所	7月																									
1-10	北自動車営業所	8月																									
1-10	北自動車営業所	9月																									
1-10	北自動車営業所	10月																									
1-10	北自動車営業所	11月																									
1-10	北自動車営業所	12月																									
1-10	北自動車営業所	1月																									
1-10	北自動車営業所	2月																									
1-10	北自動車営業所	3月																									

	_		#+814 (8#+)											4	*트웨스 /##	-k \ m /LW	il.										
営業所番号	営業署名	月	基本料金(税抜き) 円/kW	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	注量料金(税抜 11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-11	北自動車営業所練馬支所	4月		0.00	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	0.00	7.00	8.00	5.00	10.00	11.00	12.00	13.00	14.00	15.00	10.00	17.00	18.00	15.00	20.00	21.00	22.00	23.00
1-11	北自動車営業所練馬支所	5月								 		\vdash															
1-11	北自動車営業所練馬支所	6月																								=	
1-11	北自動車営業所練馬支所	7月								 		\vdash															
1-11	北自動車営業所練馬支所	8月																								=	
1-11	北自動車営業所練馬支所	9月																								=	
1-11	北自動車営業所練馬支所	10月																								\longrightarrow	
1-11	北自動車営業所練馬支所	11月																								=	
1-11	北自動車営業所練馬支所	12月																								\longrightarrow	
1-11	北自動車営業所練馬支所	1月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	2月																									
1-11	北自動車営業所練馬支所	3月																									
1-12	千住自動車営業所	4月																									
1-12	千住自動車営業所	5月																									
1-12	千住自動車営業所	6月																									
1-12	千住自動車営業所	7月																									
1-12	千住自動車営業所	8月																									
1-12	千住自動車営業所	9月																									
1-12	千住自動車営業所	10月																									
1-12	千住自動車営業所	11月																									
1-12	千住自動車営業所	12月						· ·																			
1-12	千住自動車営業所	1月																									
1-12	千住自動車営業所	2月																									
1-12	千住自動車営業所	3月																									
1-13	南千住自動車営業所	4月																									
1-13	南千住自動車営業所	5月																									
1-13	南千住自動車営業所	6月																									
1-13	南千住自動車営業所	7月						1				1															
1-13	南千住自動車営業所	8月																									
1-13	南千住自動車営業所	9月																									
1-13	南千住自動車営業所	10月						,				l l															
1-13	南千住自動車営業所	11月						,				l l															
1-13	南千住自動車営業所	12月																									
1-13	南千住自動車営業所	1月						,				l l															
1-13	南千住自動車営業所	2月																									
1-13	南千住自動車営業所	3月		1	1 7	4	į J	1 /	į J	1	l l	1	1											l l		/	
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	4月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	5月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	6月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	7月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	8月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	9月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	10月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	11月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	12月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	1月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	2月																									
1-14	南千住自動車営業所青戸支所	3月																									
1-15	江東自動車営業所	4月																									
1-15	江東自動車営業所	5月																									
1-15	江東自動車営業所	6月																									
1-15	江東自動車営業所	7月																									
1-15	江東自動車営業所	8月																									
1-15	江東自動車営業所	9月																									
1-15	江東自動車営業所	10月																									
1-15	江東自動車営業所	11月																									
1-15	江東自動車営業所	12月																									
1-15	江東自動車営業所	1月																									
1-15	江東自動車営業所	2月																									
1-15	江東自動車営業所	3月																									,

営業所番号	営業署名	月	基本料金(税抜き)													支き) 円/kW			45.00	10.00	47.00	10.00	40.00		21.22		
			円/kW	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
1-16	江戸川自動車営業所	4月																									
1-16	江戸川自動車営業所	5月																									 '
1-16	江戸川自動車営業所	6月																									
1-16	江戸川自動車営業所	7月																									<u> </u>
1-16	江戸川自動車営業所	8月																									<u> </u>
1-16	江戸川自動車営業所	9月																									<u> </u>
1-16	江戸川自動車営業所	10月																									
1-16	江戸川自動車営業所	11月																									
1-16	江戸川自動車営業所	12月																									
1-16	江戸川自動車営業所	1月																									
1-16	江戸川自動車営業所	2月																									1
1-16	江戸川自動車営業所	3月																									1
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	4月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	5月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	6月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	7月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	8月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	9月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	10月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	11月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	12月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	1月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	2月																									
1-17	江戸川自動車営業所臨海支所	3月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐削	4月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐剤	5月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐別	6月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	7月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	8月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	9月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	10月																									
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	11月																									
	江戸川自動車営業所東小松川分駐所																								\longrightarrow		<u> </u>
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	12月																									-
1-18																											-
	江戸川自動車営業所東小松川分駐所	2月																									-
1-18	江戸川自動車営業所東小松川分駐所 深川自動車営業所	3月																							1		—
1-19																											
	深川自動車営業所	5月																									
1-19	深川自動車営業所	6月																									1
1-19	深川自動車営業所	7月																									
1-19	深川自動車営業所	8月																									
1-19	深川自動車営業所	9月																									
1-19	深川自動車営業所	10月																									
1-19	深川自動車営業所	11月																									
1-19	深川自動車営業所	12月																									
1-19	深川自動車営業所	1月																									
1-19	深川自動車営業所	2月																									
1-19	深川自動車営業所	3月																									
1-20	有明自動車営業所	4月																									
1-20	有明自動車営業所	5月																									
1-20	有明自動車営業所	6月																									
1-20	有明自動車営業所	7月																									
1-20	有明自動車営業所	8月																									
1-20	有明自動車営業所	9月																									
1-20	有明自動車営業所	10月																									
1-20	有明自動車営業所	11月																									
1-20	有明自動車営業所	12月																									
1-20	有明自動車営業所	1月																									
1-20	有明自動車営業所	2月																									
1-20	有明自動車営業所	3月																									
				-						-																$\overline{}$	

様式3-3 対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金(都電荒川線関連施設の基本料金及び従量料金)

2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業	営業署名 業所・保守庁舎 業所・保守庁舎 業所・保守庁舎	月 4月 5月 6月	基本料金(税抜き) 円/kW	0:00	1:00	2:00	3:00	1						報	É量料金(税抜	き) 円/kW	/h										
2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎 業所・保守庁舎 業所・保守庁舎 業所・保守庁舎	4月	円/kW	0:00	1:00	2:00																					
2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎 業所・保守庁舎 業所・保守庁舎	5月					3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
2-1 荒川電車営業 2-1 元 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-1 1-	業所・保守庁舎 業所・保守庁舎																										
2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	6月																									
2-1																											
2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業		7月																									
2-1 荒川電車営業 2-1 荒川電車営業		8月																									
2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	9月																									
	業所・保守庁舎	10月																									
	業所・保守庁舎	11月																									
2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	12月																									
2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	1月																									/
2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	2月																									
2-1 荒川電車営業	業所・保守庁舎	3月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	4月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	5月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	6月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	7月																									
2-2 庚申塚変電所	Pif	8月																									
2-2 庚申塚変電所	Pif	9月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	10月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	11月																									
2-2 庚申塚変電所	Pif	12月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	1月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	2月																									
2-2 庚申塚変電所	Prí	3月																									
2-3 西尾久変電所	Pif	4月																									
2-3 西尾久変電所	Pif	5月																									
2-3 西尾久変電所	Pif	6月																									
2-3 西尾久変電所	Pif	7月																									
2-3 西尾久変電所	所	8月																									
2-3 西尾久変電所	所	9月																									
2-3 西尾久変電所	Pir	10月																									
2-3 西尾久変電所	Pir	11月																									
2-3 西尾久変電所	Phi	12月																									
2-3 西尾久変電所	Phi	1月																									
2-3 西尾久変電所	Piri	2月																									
2-3 西尾久変電所	Prí	3月																									

住所: 氏名:

環境価値の活用提案書

(ア 都内における東京産水力発電由来の電気の活用方法)

	とし、使用するフォン		
(公募要項12.	4 (3) ア (ア) 及び	ド(イ)の点について	触れて提案すること。)

- 1 住所・氏名は、令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出がある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

住所: 氏名:

環境価値の活用提案書

(イ 当局の水力発電について、認知を拡大するための取組)

(記入は横書きとし、使用するフォントは原則 10.5 ポイントとする。)
※分去車位

- 1 住所・氏名は、令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格において代理人の届出が ある場合は、代理人についても併記すること。
- 2 グループ参加の場合、住所・氏名は代表者となる事業者について記載すること。

質問票

※ 質問事項1件ごとに記入してください。

A SULTANT COURT OF CASE					
質	問	事	項	(公募要項 ページ 行目)	
内			容		
, ,					